

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百六十三号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量 百六十三点 戸塚第三工区（差間）その三、四地区）

### 三 作業地域

川口市差間一丁目及び差間三丁目地内

### 四 作業期間

平成三十年十一月十五日から平成三十一年三月三十一日まで